

平成24年 3月 6日

安中市長 岡田 義弘 様

安中市行政改革審議会  
会長 大平 良治

「補助金のあり方」について（答申）

平成18年12月4日付安企発第16823号をもって諮問のあった事項のうち、補助金のあり方について、本審議会に補助金等検討部会を設置し活発かつ慎重に審議等を行うとともに本審議会においても審議を行った結果、下記に掲げるとおりの結論を得ましたので答申します。

記

- 1 補助金等（補助金及び交付金をいう。以下同じ。）は、市税等貴重な財源から支出されるので、その交付にあたっては、厳格かつ適切な対応が求められるものであり、そのための方策として、「安中市団体等への補助金等交付指針」及び「安中市団体等への補助金等見直し基準」を別添のとおり定めるべきである。
- 2 「安中市団体等への補助金等交付指針」は、補助金等についての基本的・原則的な事項を定めるものであるもので、これにあてはまらないものがある場合は、補助金等として認めないこととすべきである。
- 3 補足事項
  - (1) 補助金等の見直し等については、本審議会としても注視し、また市当局が必要と認めるときは、関与していく方針である。
  - (2) 補助金等の採用等について、住民にわかりやすく公表すべきである。

## 安中市団体等への補助金等交付指針

- 1 各団体は、補助金の申請にあたって、その事業が、公益性、必要性、公平性、効果性、適時性、協働の度合い、に見合うかについて熟慮・再考する義務がある。
- 2 団体への運営費補助は近い将来廃止することとし、事業費補助のみを交付することとする。
- 3 補助金の交付は最長3年以内にゼロベースで見直す。
- 4 補助金は市民の税金から捻出されているため、補助金を受けている団体は、団体の事業の効果について市民への説明責任がある。行政の担当者に対してのみ説明責任を果たすだけでは不十分である。すべての補助金は団体が行う事業の公益性、必要性、公平性、効果性、適時性、協働の度合いによってのみ客観的に決定されることとし、過去の経緯や団体と市の各機関との密接度によって影響を受けないこととする。
- 5 補助金の交付を行うにあたり公平で適正な判断を行うために、第三者委員会など外部有識者で構成される組織・機関を設置する。市長は当該組織・機関の意見を尊重しなければならない。当該組織・機関と市長の判断が異なった時は、市長は当該組織・機関に対して説明責任を果たす必要がある。
- 6 安中市は市民ができることは市民が行う自立的な地域となる必要があり、市民と行政は対等の立場で考え事業を実施する時代となった。そのため補助金がなくなった団体は、行政から自立できたと前向きに捉えることを期待するものである。

## 安中市団体等への補助金等見直し基準

### 1 見直し対象の補助金

今回見直す対象とする補助金等は、「団体等への補助金等」とする。

### 2 補助対象事業の要件

補助対象事業は、公益性、必要性、公平性、効果性、適時性、協働の度合いが高いことが求められる。

### 3 見直し対象の補助金の範囲および性質

見直し対象の補助金等は、次のとおりとする。

- (1) 公益性、必要性、公平性、効果性、適時性、協働の度合いが高いという性質を満たしていない補助金
- (2) 市単独（単費）の補助金
- (3) 補助金の交付を受けなくても自立可能な団体への補助金
  - ・ 団体の決算において、補助金額を上回る剰余金・繰越金がある場合
  - ・ 多額の積立金（補助金額の二倍以上）がある場合
  - ・ 支出額に対する補助金額の割合が5%以下の場合
  - ・ 支出額に対する補助金額が5万円以下の場合
- (4) 補助金はその団体の収入額の多くを占めている（75%以上）場合
- (5) 補助金対象経費のうち研修費・人件費・会議費の割合が高い（80%以上）場合
- (6) 団体の運営費を補助対象としている場合